災害・防災に関する協定の締結状況

令和6年3月4日現在

| 項 | 協定、覚書等の名称 | 締結日 | 最新締結日 | 締結相手 | 内容 |
|----|----------------------------------|----------|-----------|---|--|
| 1 | 別府市における大規模な災害時の応援 に関する協定 | H23.7.22 | - | 国土交通省九州地方整備局 | 次の事項の実施に係る資機材及び職員の応援 ① 所管施設の被害状況の把握 ② 情報連絡網の構築 ③ 現地情報連絡員(リエゾン)の派遣 ④ 災害応急措置 ⑤ その他必要と認められる事項 |
| 2 | 大分県及び市町村相互間の災害時応 援協定 | H10.5.18 | - | 大分県、県下市町村 | ①災害応急措置に必要な職員の派遣 ②食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供 ③避難及び収容のための施設の提供 ④救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ⑤救助及び救援活動に必要な車両、舟艇、ヘリコプター及び その他の資機材の提供 ⑥ごみ及びし尿処理のための車両及び施設の提供 ⑦火葬場の提供 ⑧その他被災市町村の長から特に要請のあったもの |
| 3 | 大分県常備消防相互応援協定 | S51.3.31 | H24.3.30 | 県下12市及び2消防組合 | 消防の広域的な相互応援 |
| 4 | 大分県消防団相互応援協定 | H25.3.31 | _ | 大分県下18市町村 | 消防の広域的な相互応援 |
| 5 | 大分県防災ヘリコプター応援協定 | H9.5.30 | _ | 大分県、県下市町村県下消防 | 防災へリコプターの応援に関する協定 |
| 6 | 地震等災害時の相互応援に関する協 定 | H9.8.24 | H29.10.19 | 国際特別都市建設連盟の加盟都市(伊東市、熱海市、奈良市、京都市、松江市、芦屋市、松山市、軽井沢町、日光市、鳥羽市) | 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な 資器材の提供 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な 資器材及び物資の提供 教授及び救助活動に必要な車両等の提供 教財及び応急復旧等に必要な職員の派遣 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項 |
| 7 | 災害時における相互応援細目協定書 | H9.2.14 | _ | 草津市 | ① 食糧、飲料水および生活必需品並びにその供給に必要な 資機材の提供 ② 被災者の救出、医療、防疫および施設等の応急復旧等に 必要な資機材および物資の提供 ③ 救護、および救助活動に必要な車両等の提供 ④ 救援、医療、防疫その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣 ⑤ ボランティアのあっせん ⑥ 児童、生徒の受入れ ⑦ 被災者に対する住宅のあっせん ⑧ 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項 |
| 8 | 災害時における救急医療活動について の協定 | H12.4.1 | H18.4.1 | 別府市医師会 | 医療班の派遣 医療班の業務 () 傷病者に対する応急処置及び治療 ②助産 ③死亡の確認 ④その他状況に応じた措置 |
| 9 | 災害時における医薬品等の調達に関す る協定 | H12.4.1 | H31.4.1 | 大分県医薬品卸業協会 | 災害時における医薬品の調達 |
| 10 | 災害時における医療機器等の調達に関 する協定 | H12.4.1 | H31.4.1 | 大分県医療機器協会 (旧:大分県医科器械協会) | 災害時における医療機器、衛生材料等の調達 |
| 11 | 別府市宿泊施設災害時相互援助協定 | H10.4.13 | _ | 別府市旅館組合 明礬旅館組合 鉄輪旅館組合 | 別府市旅館組合連合会に加盟する旅館及びホテル並びに別府保養所協会、別 府保養所振興会、別府亀川保養所協会に加盟する宿泊施設が被災した場合に 次の各号に掲げる援助協力を行う ① 宿泊客の一時収容 ② 宿泊客の避難誘導 ③ 負傷者の応急救護 ④ 宿泊客に対する湯茶の接待及び軽食の提供 ⑤ 情報の収集及び伝達 ⑥ その他必要な事項 |
| 12 | 大規模災害時における支援協力に関す る協定書 | H9.11.4 | H26.7.23 | 別府市危険物安全協会 | ① 人命救助及び被害の拡大防止に必要な工具等の物資の提供 ② 帰宅困難者、被災者及び観光客等に対する一時退避所として、別府 市危険物安全協会の会員の施設の提供 ③ 別府市危険物安全協会の会員の施設における帰宅困難者、被災者 及び観光客等に対するテレビ、ラジオ等による災害情報、地図等に よる通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供 ④ 別府市危険物安全協会の会員の施設における受傷した帰宅困難者 等に対する救急車の要請及び簡易な応急手当等の実施 ⑤ 市が指定する緊急車両等又は災害対策上重要な施設、避難所、医 療機関、社会福祉施設等への石油類及び高圧ガス等の優先提供 ⑥ その他、別府市危険物安全協会の会員の現有の人員及び施設にお いて対応可能な事項で市から特に要請のあったもの |
| 13 | 災害時における応急復旧工事等につい ての協定 | H13.11.5 | H29.5.19 | 別府市管工事協同組合 | 大規模災害において上下水道が破損及び損傷した場合に、水道管等復旧活動 支援及び給水活動 |
| 14 | 日本水道協会大分県支部水道災害応 援要綱 | H8.4.19 | H24.4.2 | 日本水道協会大分県支部 | 非常災害により、指導施設に被害を受けた場合における住民への応急給水と 施設の応急復旧のための相互応援 |
| 15 | 水道における給水異常や災害発生時の 給水支援等に関する協定 | H23.2.1 | H24.4.2 | 大分県薬剤師会 | 水道事業において、緊急に必要とされる水質検査及び給水車による給水支援 に関する協定 |

| 項 | 協定、覚書等の名称 | 締結日 | 最新締結日 | 締結相手 | 内容 |
|----|---------------------------------------|-----------|---------|-----------------------------------|---|
| 16 | メッセージボード搭載型自動販売機を 活用した情報提供に関する協定 | H20.6.19 | - | ダイワロイヤル(株)、南九州コカ・コー ラボトリング株式会社 | メッセージボード搭載型自動販売機を活用した災害情報の発信 |
| 17 | 災害時における飲料水の供給及び災害 対応型自動販売機設置に関する協定 | H28.6.1 | R1,9,10 | コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会 社 | 地震、津波、風水害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、自動販売機による災害情報発信及び速やかな飲料水の提供支援を行う。また飲料水の優先的な安定供給を行う。 |
| 18 | 別府市との災害復旧に関する覚書 | H29.2.1 | - | 九州電力㈱別府配電事業所 | 別府市内の電力設備災害復旧 |
| 19 | 大規模災害時における応急措置の作業 についての協定 | H20.7.30 | ı | (社)大分県建設業協会別府支部 | 大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において応急措置の作業に対 する協力と建設資機材等の優先的提供 |
| 20 | 災害時における別府市と市内郵便局の 相互協力に関する覚書 | H16.11.1 | - | 別府市内郵便局 | (1)集配業務等を通じて知りえた災害の発生するおそれがある状況、災害の発生状況などの情報を提供する ② 部便局が所有し、又は使用管理する施設及び用地を避難場所及び物資集 構場所 等として使用する ③ 別府市が管理する施設及び用地を臨時郵便局、郵便物集積場所として使 用する ④ 収集した被災市民の避難先、被災状況等の情報を相互に提供すること ⑤ 市または郵便局が実施する応急対策及び復旧対策に係る市民等に周知す である (2) (2) (3) (4) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7 |
| 21 | 災害情報通信の協力に関する協定 | H18.10.17 | ı | 別府市タクシー協会 | 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、有線通信を使用することができないときに、収集した災害状況等の情報を取りまとめ、タクシー無線により市に提供する。 |
| 22 | 災害情報通信の協力に関する協定 | H18.11.8 | ı | 別府市個人タクシー協同組合 | 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、有線通信を使用することができないときに、収集した災害状況等の情報を取りまとめ、タクシー無線により市に提供する。 |
| 23 | 災害時の応急措置に関する協定 | H22.8.6 | ĺ | 大分県電気工事業工業組合別府支部 | 避難所等において停電等の被害が発生した場合、当該応急措置に必要な人員 の出動及び資機材の調達 |
| 24 | 大規模災害時における応急処置に関す る協定 | H25.5.29 | ı | 一般財団法人 別府市緑化協会 | 大規模災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等)が発生した場合において、次のとおり協力する ① 通行に支障がある街路樹の伐採、伐根、片づけ、撤去及び処分 ② 公園、広場等の支障木、及び支障物の撤去および処分 ③ 学校公民館、各施設等の支障木、及び支障物の撤去および処分 ④ その他必要な事項 |
| | 災害時における災害救助犬の出動に関する協定 | H26.1.10 | - | 大分県 特定非営利活動法人九州救助犬協会 | 被災者の捜索活動のため必要があると認めるときは、災害救助犬の出動を要請する。 |
| 26 | 別府市災害ボランティアセンター設置及 び運営に関する協定 | H26.1.17 | _ | 別府市社会福祉協議会 | 別府市内において地震、津波、風水害、噴火等 による大規模な災害が発生したときに、被災者に対する生活支援活動を行うことができるようボランティア活動を行う団体又は個人を支援するためセンターを 設置する。 |
| 27 | 大規模災害時における応急生活物資供 給等に関する協定 | H26.2.19 | - | 生活協同組合コープおおいた | 別府市内において地震、津波、風水害、噴火等 による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に応急的かつ緊 急に必要となる生活物資を供給する。 |
| 28 | 災害時における宿泊施設の提供に関す る協定 | H26.3.24 | R1.7.8 | 別府市旅館ホテル組合連合会 | 災害時において要配慮者、帰宅困難者、他市町村からの受け入れ依頼された 避難者へ宿泊施設でサービス提供をする。 |
| 29 | 災害時におけるLPガスの供給支援等に 関する協定 | H26.5.19 | - | 別府地区LPガス協議会 | 災害時における避難所、救護所、防災拠点施設等に緊急用燃料としてLPガス 等を供給する。 |
| 30 | 「大分県産業廃棄物処理の応援に関す る協定書」に関する実施細目 | H26.8.18 | - | 一般社団法人 大分県産業廃棄物協会 | 災害時に大量に発生した廃棄物を迅速かつ適正に処理するために必要な事項 を定め、災害が発生した地区の生活環境保全及び速やかな復旧を支援する。 |
| 31 | 災害時における地図製品等の供給等に 関する協定 | H26.9.24 | _ | 株式会社ゼンリン 九州第一エリア統括部 | 災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、市災害対策本部に地図 製品等の供給等を行う。 |
| 32 | 避難所施設利用に関する協定 | H26.11.10 | - | 学校法人別府大学 | 災害時に避難所として施設の一部を開放する。 |
| 33 | 災害時における要援護者の緊急受け入 れに関する協定 | _ | - | 大分県立南石垣支援学校他33施設 | 災害時における要援護者の緊急受け入れ |
| 34 | 施設利用に関する協定 | H28.3.4 | - | 大分県立鶴見丘高等学校 | 災害時に他市及び他県からの応援部隊の活動拠点として施設の一部を開放する。 |
| 35 | 災害時における食料等物資の供給に関 する協定 | H28.6.1 | | 大塚ウエルネスベンディング株式会社 西日本支店 | 災害時に市役所に設置している災害対応型自動販売機内の在庫製品を無償 提供する。 |
| 36 | 別府市·日本下水道事業団災害支援協 定 | H28.7.25 | H31.4.1 | 日本下水道事業団災害支援協定 | 災害時に下水道施設の機能の迅速な回復を図り、生活環境の悪化又は公共用 水域の水質の悪化を防止する。 |
| 37 | 別府市多言語支援センターの設置・運 営に関する協定 | H28.11.14 | ı | 別府市国際交流推進協議会 | 大規模災害時に、活動拠点となるセンターを設置し、多言語での情報提供及び 外国人支援を行う。 |
| 38 | 特設公衆電話の設置・利用に関する協定 | H29.3.1 | _ | 西日本電信電話株式会社 | 災害時に市が開設する避難所で、市と協定先で協議した避難所において特設 公衆電話を設置・利用できるようにする。 |
| 39 | 災害時における物資供給に関する協定 | H29.12.1 | | ホームプラザナフコ別府店 | 災害時における救援物資の調達などに関して協力する。 |
| 40 | 災害時における物資供給に関する協定 | H29.12.1 | | ホームプラザナフコ別府鶴見店 | 災害時における救援物資の調達などに関して協力する。 |
| 41 | 災害時における石油類燃料の供給等に 関 する協定 | H30.2.5 | | 大分県石油商業組合別府支部 | 災害時における石油類燃料を優先的に供給する。 |

| 項 | 協定、覚書等の名称 | 締結日 | 最新締結日 | 締結相手 | 内容 |
|----|--|----------|---------|--|--|
| 42 | 災害時における復旧支援協力に関する 協 定 | H30.4.17 | - | 公益社団法人日本下水道管路管理業 協会 | ① 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務支援 ② その他必要な業務 |
| 43 | 旧別府羽室台高等学校の避難施設として の利用に関する協定 | H30.4.25 | - | 大分県 | 災害時に避難所として体育館を避難所として使用する。 |
| 44 | 県有財産使用貸借契約書 | H30.6.29 | H31.4.1 | 大分県 | 旧羽室台高等学校体育館を避難所として使用する際の物資を備蓄する。 |
| 45 | 災害支援等に関する協定書 | R1.9.26 | - | 大分県土地改良事業団体連合会 | 1 農地・農業用施設災害に関する基本的業務 ① 被災直後の被害額調査補助 ② 災害復旧事業申請地区の調査とりまとめ補助 ③ 災害復旧事業査定設計書作成のための事務補助 ④ 災害査定受験及び朱入れの補助 ⑤ 災害復旧事業に伴う監督、検査補助 2 農業農村整備事業に関する基本的業務 ① 設計、積算補助 ② 技術審査業務 ③ 監督補助 ④ 検査補助 3 前項以外の必要な業務 |
| 46 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | R1.12.23 | _ | ヤフ一株式会社 | 市民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ行政機能の低下を軽減させるため互いに協力して様々な取組みを行うこと |
| 47 | 災害時における車両等の移動等の協力 に関する協定書 | R2.2.20 | _ | 大分県レッカー事業協会 | 災害が発生又はその恐れがある場合において、公共施設の 応急対策業務及 び法に基づく車両等の移動 |
| 48 | 避難所施設利用に関する協定書 | R2.6.1 | _ | 立命館アジア太平洋大学 | 災害時に避難所として施設の一部を開放する。 |
| 49 | 備蓄倉庫設置に関する協定 | R2.6.1 | | 立命館アジア太平洋大学 | 災害発生時、避難者が使用する物資の事前集積のため、備蓄倉庫を設置 |
| 50 | 災害時における応急活動及び平素における ける 防災まちづくりの協力に関する協定書 | R2.6.1 | _ | 大分交通株式会社 立命館アジア太平洋大学 | 災害時における応急活動及び平時における防災まちづくりの協力 ① 災害時における避難に関する事項 ② 防災訓練の協力又は協働に関する事項 ③ その他災害時応急活動および防災まちづくりに関する事項 |
| 51 | 避難所用簡易間仕切りシステム等の供 給に関する協定書 | R2.7.6 | _ | 特定非営利活動法人ボランタリー・アー キテクツ・ネットワーク | 別府市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある 場合において、避難生活の早期安定を図るため、避難所用簡易間仕切りシステム、 ハニカムベッドの供給 |
| 52 | 災害時における応急活動及び平素における防災まちづくりの協力に関する協定 書 | R3.3.15 | _ | 株式会社トキハ コカ・コーラボトラーズジャパン株式会 社 | 別府市内で災害が発生した場合の応急対策及び平素からの 防災まちづくりに関する協力 ① 株式会社トキハの保有する物資の優先供給 ② 株式会社トキハの施設を使用した車中避難場所の提供 ③ 株式会社トキハ施設の備蓄物資格納庫の開錠 ④ 株式会社トキハ施設の備蓄物資格納庫の開錠 ④ 株式会社トキハ施設に設置するコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社の 災害対応型自動販売機の無料開放 |
| 53 | 災害時における支援協力に関する協定 書 | R3.3.15 | - | 株式会社ジャパン・インフラ・ウェイマーク 西日本電信電話株式会社 大分支社 | 災害時に情報収集等 ① 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること ② 災害地図作成等の災害支援に関すること |
| 54 | 備蓄倉庫設置に関する協定書 | R3.5.11 | _ | 学校法人別府大学 | 避難所に避難する住民が使用する物資の事前集積のため、備蓄倉庫を設置 |
| 55 | 誰もが安全安心なまちづくり推進に向け た連携についての協定 | R3.8.3 | - | 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ | ITを活用した、災害情報提供システムの開発及び使用について、連携して取り 組む |
| 56 | 災害時における情報収集への協力に関 する協定書 | R3.9.22 | - | OITA DRONE STATION | 無人航空機による情報取集 ① 災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること。 ② その他必要な事項について、協議のうえ決定したこと。 |
| 57 | 災害時における施設等の提供協力に関 する協定 | R5.3.22 | - | 大分みらい信用金庫 | 地震、風水害等の災害発生時における施設及び設備(以下「施設等」という。) の利用協力 |
| 58 | 災害時における電気の保安に関する協 定書 | R5.6.12 | _ | 九州電気保安協会大分支部 | 地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合において、甲が指定する避難所及び公共施設において被害が発生した場合に、当該 避難所等における電気設備の保安業務を行う。 |